### 謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 South-Heart (以下「当法人」という。) の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 本規程は、当法人が主催する講演会・研修等において講演や講義を行う当法人 が依頼する講師等に対する講師謝金、当法人の行う業務に対して企画運営等を行う 協力者に対する業務謝金等に適用する。

### (謝金等の支払基準)

- 第3条 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び当法人 の行う業務に対して企画運営等を行う協力者に対する業務謝金等は、原則として別 表の標準単価を適用する。
  - 2 講師謝金等の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。
  - 3 業務謝金等の支払対象とする時間は、移動時間を含む実働時間とする。
  - 4 講師謝金等及び業務謝金等の支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

### (謝金の支払方法)

- 第4条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振込む方法により支払う。 ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。
  - 2 謝金の支払いにあたっては、当法人は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。
  - 3 前項の規定にかかわらず、法人に対し謝金を支払う場合は源泉徴収を行わない。

(費用)

第5条 本規程の対象となる支払対象者が当法人の依頼した業務に関連して負担した費用については、請求を受けたのちに遅滞なく支払う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。(令和4年7月1日理事会決議)

## <別表>

# 1. 講師謝金

講師謝金等	(A) 専門家	(B) 専門性あり	(C)一般
30 分あたり	11,000 円	5,500円	3,300円
1時間あたり	22,000 円	11,000円	6,600円

### 2. 市場調査謝金

市場調査謝金	調査対象者に 謝礼支払いあり (実費負担含む)	調査対象者に 謝礼支払いなし
個人1人あたり	1,100円	550 円
企業1社あたり	11,000 円	5,500円

# 3. 業務委託

1時間あたり 1,500円(税込)